

## 【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

### 第1条

この基本方針は、当行におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定める。

2 当行は、お客様、株主、投資家などステークホルダーと双方向の建設的な対話を促進し、これにより持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図ることを最重要課題の1つとして、以下のような基本的な指針に沿って取り組む。

- (1) ステークホルダーとの対話に努め、IRの担当部署を企画広報部とする。
  - (2) 当該対話において検出された課題については、広く全行的に共有するとともに業務担当部署を中心として、横断的な対応をおこなう。
  - (3) 株主総会は、株主との重要な対話の場であると位置付け、株主の利便性等を考慮した運営をおこなうとともに、IRを含め十分な情報開示に努める。
  - (4) 当行は、ステークホルダーとの対話において把握した意見等について、重要性に応じ経営陣幹部や取締役会に報告する。
  - (5) 重要情報については、適時かつ公平に広く開示することとし一部の株主やステークホルダーに対してのみ提供することがないよう情報開示に関する法令等を遵守し適切な開示に努める。
- 3 当行は、コンプライアンスを基本に、内部統制によるコーポレート・ガバナンスの強化を図り、業務の有効性と効率性を確保する。
- 4 当行は、各種リスクの管理手法を高度化することで、リスクに見合う適正な自己資本を確保し、健全性の向上に努める。
- 5 社外役員と他の取締役との連携を高め、監督機能の実効性を確保する。

(株主の権利・平等性の確保)

### 第2条

当行は、株主の実質的な平等を確保するとともに適切な権利行使を確保するため積極的な情報開示と議決権行使における環境の整備に努めるとともに、少数株主の権利にも配慮した情報開示をおこなう。

- 2 株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、招集通知の早期発送や株主総会開催日の設定に努め、招集通知は速やかにホームページ等を開示する。
- 3 英文等による招集通知の作成については、株主構成等に配慮した対応をおこなう。

( 当行の企業統治 )

第 3 条

当行は、取締役会において経営の重要な意思決定と業務の監督をおこない、監査役会において取締役の職務執行状況を監査する監査役会設置会社を選択する。

2 監査役会設置会社を選択する理由は、監査役が取締役会への監視監督が充実されることに加え、監査役会と会計監査人による監査機能の充実と実効性確保により監査機能が強化されるからである。

3 独立性の高い社外取締役を選任するとともに、社外監査役においても同等の基準を満たす者を選任することで意思決定の透明性等を確保する。独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提とし、当行と以下のような関係にあるものについては、当該関係にあることによりその独立性を阻害するおそれがないかについて、慎重に検討する。

- ( 1 ) 過去に当行または子会社の役員であったもの
- ( 2 ) 当行と主要な取引関係にあるもの
- ( 3 ) 当行の主要株主であるもの
- ( 4 ) 当行から多額の報酬を受け取っているものまたは過去に受け取ったことがあるもの
- ( 5 ) 当行が多額の寄付をおこなっているものまたは過去に寄付をおこなったことがあるもの

( 取締役会・取締役 )

第 4 条

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当行の事業に関する知識や専門性を有し、高い道徳性と倫理観を持つものを取締役候補とする。また、取締役会の独立性・客観性を担保するため、知識、経験、能力など多様な知見や経歴を持つ者を社外取締役候補として選任する。

2 当行は、社外取締役に対する十分な内容の説明、事前の資料配布、質疑時間の確保など取締役会における社外取締役の意思決定について実効性を高めるように努める。

3 取締役、監査役、役付取締役を指名する議案については、取締役会で決議する。

4 社外取締役には、以下のことが期待される。

- ( 1 ) 経営の方針や改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言をおこなうこと
- ( 2 ) 経営陣幹部の選解任、報酬、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督をおこなうこと
- ( 3 ) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- ( 4 ) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダ -

の意見を取締役に適切に反映させること。

(5) 必要とする場合には、銀行に対して追加の情報を求めるとともに、監査役および内部監査部門との連携により、実効的なコーポレート・ガバナンスの構築に寄与すること。

5 当行取締役は、毎年、運用状況について評価をおこない、今後の取締役会運営に反映させる。

#### (取締役会の役割・責務)

##### 第5条

取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の増大最大化を通じて、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、経営理念のもと、当行が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、頭取その他の経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに重要な業務執行の決定等を通じて、最善の意思決定をおこなう。

3 取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか取締役会規程等に定められた事項について決定をおこなう。また、経営に関する全般的執行方針、その他の重要事項については、常勤役員で構成する常務会で協議し、意思決定の迅速化を図るとともに、その内容については取締役会に報告する。

4 取締役会は、経営戦略および経営計画については収益計画や資本政策などを考慮して策定し、結果についての要因等分析をおこなう。また、増資等、資本政策に変更がある場合には、その必要性や合理性を十分検討するとともに適切な情報開示に努める。

5 取締役会は株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、会社提案議案について、反対率が20%相当を超える場合は、原因の分析等、検討をおこない、検討結果を経営に反映していく。

#### (監査役会・監査役)

##### 第6条

当行は、監査役会がその役割・責務を実効的に果たすために、当行の事業に関する知識や専門性を有し、高い道徳性と倫理観を持つものを監査役候補とする。また、監査役会の独立性・客観性を担保するため、知識、経験、能力など多様な知見や経歴を持つものを社外監査役候補として選任する。

2 当行は、社外監査役に対する十分な内容の説明、事前の資料配布、質疑時間の確保など監査役会における社外監査役の意思決定について実効性を高めるよう努める。

3 社外監査役には、以下のことが期待される。

- (1) 取締役に対して忌憚のない質問や意見具申をおこなうこと。
- (2) 重要な会議において、質問や意見を述べること。
- (3) コーポレート・ガバナンスの強化にあたり社外の視点を取り込むこと。
- (4) 必要とする場合には、銀行に対して追加の情報を求めるとともに、監査役および内部監査部門との連携により、実効的なコーポレート・ガバナンスの構築に寄与すること。

#### ( 監査役会の役割・責務 )

##### 第7条

監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすよう、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断をおこなうよう努める。

2 監査役会は、内部統制システムの整備状況と運用状況を踏まえた監査の基本方針と計画を作成するとともに、内部監査部門との連携により実効性を高める。

3 監査役は会計監査人から監査の結果および監査実施状況について定期的に報告を受け、随時情報交換をおこなうことにより、連携の強化を図る。

#### ( 取締役・監査役の報酬 )

##### 第8条

当行取締役の報酬は、「監督としての責務」および「執行としての会社の業績」の両面からおこない、経済・社会情勢を踏まえた上で、適正性を考慮し株主総会で決定した範囲内で個別要件を加味し内規に基づき決定する。また、当行監査役の報酬は、「監督としての責務」のみで構成する。

#### ( 取締役・監査役の情報収集・トレーニング等 )

##### 第9条

取締役および監査役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるものとする。また、銀行の費用にて情報の収集および外部の専門家の助言を得ることも可能とする。

2 当行は、取締役および監査役に対し、役割と責務ならびにその機能が十分発揮できるよう研修の機会を提供するとともに、業務・財務に関する知識を高めるため関連部署からの情報提供と外部研修費用の支援もおこなう。

(利益相反)

第 10 条

当行が、法令等に定める利益相反行為や役員と直接取引をおこなう場合、また、役員の近親者や主要株主との取引に際しては、その取引の重要性やその性質に応じ、原則、取締役会における承認を必要とする。役員は、自らに関し利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告しなければならない。

(政策株式の保有の方針)

第 11 条

当行は、お客様との取引の安定性を図る観点から、地元企業を支援・育成するなど当行の中長期的な企業価値を向上させるため、また相互のリレーション強化や経済合理性を考慮し、政策保有株式を限定的に保有する。保有した当該上場株式については、毎年、取締役会で、保有の意義やリスク等を検証し、その意義が乏しいと判断される場合には市場への影響やその他の個別事由も考慮のうえ売却その他の方法による解消を検討する。

(政策保有株式に係る議決権行使)

第 12 条

政策保有株式の議決権の行使については、当行の投資方針に反するものでないか、当行と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かなどを基準とし、総合的に判断したうえで議決権を行使する。

(外部会計監査人に関する事項)

第 13 条

外部会計監査人の選定にあたっては、監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況等を把握するほか、別途作成している評価基準により実施する。

- 2 外部会計監査人から要請があった場合、代表取締役をはじめ他の経営幹部との面談等十分な協議の場を設ける。
- 3 十分な監査の品質・時間を確保するため、年間のスケジュールを作成する。